

# 福岡県公報

令和2年11月13日  
第151号

## 目次

### 告示(第832号-第842号)

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○飼料の試験結果の概要	(畜産課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○鳥獣保護区の存続期間の更新	(自然環境課)	4
○特定猟具(銃器)使用禁止区域の指定	(自然環境課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
<b>公 告</b>		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	9
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課)	9
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12

## 告 示

### 福岡県告示第832号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的  
次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。  
昭和59年4月28日農林水産省告示第868号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

定期発行日 毎週火金曜日  
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県総務部行政経営企画課  
 [作成] 〒810-0011 福岡市中央区高砂一丁目6番19号 株式会社西日本高木印刷

**福岡県告示第833号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的  
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和59年6月20日農林水産省告示第1395号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第834号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築 県 道	須 磨 園 南原曾根	線	前	京都郡苅田町大字光国37 50番1先から 京都郡苅田町大字提3293 番2先まで	6.0 ～ 35.0	439.0
			前	京都郡苅田町大字光国37 50番1先から 京都郡苅田町大字提3293 番2先まで	17.0 ～ 43.6	439.0
			後	京都郡苅田町大字光国37 50番1先から 京都郡苅田町大字提3293 番2先まで	6.0 ～ 35.0	439.0
			後	京都郡苅田町大字光国37 50番1先から 京都郡苅田町大字提3293 番2先まで	17.0 ～ 40.0	439.0

**福岡県告示第835号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道	八 香 女 春	線	前	朝倉市杷木星丸1168番15 先から 朝倉市杷木松末1008番先 まで	6.0 ～ 14.0	1,052.5
			前	朝倉市杷木星丸1168番15 先から 朝倉市杷木松末1008番先 まで	8.0 ～ 40.0	1,030.9
			後	朝倉市杷木星丸1168番15	6.0	1,052.5

			先から 朝倉市杷木松末1008番先 まで	12.5	
	後		朝倉市杷木星丸1168番15 先から 朝倉市杷木松末1008番先 まで	8.0 ～ 15.5	1,030.9
	後		朝倉市杷木星丸1168番15 先から 朝倉市杷木松末1008番先 まで	8.0 ～ 18.6	1,035.4

**福岡県告示第836号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年11月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	八 女 香 春 線	朝倉市杷木松末1001番1先から 朝倉市杷木松末1008番先まで

**福岡県告示第837号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	大久保 行 橋 線	前	行橋市大字下稗田481番 1先から 行橋市大字下稗田508番 1先まで	5.5 ～ 13.0	55.0
			後	行橋市大字下稗田481番 1先から 行橋市大字下稗田508番 1先まで	5.5 ～ 7.0	55.0

**福岡県告示第838号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、令和2年9月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小 川 洋

**栄養成分に関する検査**

製造事業場等の名称、 法人番号及び所在地	収去場所 及び法人 番号	飼料の名称	製造（輸 入）年月	試験項目	違反の 内容
みらい飼料株式会社 門司工場 5010601047814 北九州市門司区田野 浦海岸15番86号	同左	ママ・セル ダM	令和2年 9月	栄養成分等－粗たん白質 、粗脂肪、粗繊維、粗灰 分、カルシウム、りん、 可消化養分総量	—

注1 収去した飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の欄中に「Ⓢ」と記載している。

2 試験項目の欄には、栄養成分等－粗たん白質、一般鑑定検査項目ごとに記載している。

3 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合には、その成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合には、

その内容を記載している。

### 福岡県告示第839号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和59年10月31日農林水産省告示第2191号

#### 2 変更に係る指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

##### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第840号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小 川 洋

#### 1 和布刈鳥獣保護区

##### (1) 区域

北九州市門司区のうち、主要地方道門司行橋線と国道198号との交点を起点とし

、同国道を北西へ進み門司港駅前交差点に至り、同交差点から同区港町と西海岸一丁目との町界に沿って北西へ進み干潮時海岸線に至り、同海岸線に沿って北へ進み潮見鼻を経てさらに東へ進み、田野浦海岸を経て主要地方道黒川白野江東本町線に接続し、同主要地方道を南東へ進み県道田ノ浦港線に接続し、同県道を南西へ進み主要地方道門司行橋線に接続し、同主要地方道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

#### (2) 存続期間

令和2年11月15日から

令和12年11月14日まで

#### (3) 保護に関する指針

##### ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

##### イ 指定目的

当該区域は、北九州市門司区に位置し、一部瀬戸内海国立公園を含んでいる。市街地に隣接する風師山系一帯は、渡り鳥の中継地点として非常に重要であるとともに、野生鳥獣にとって最適な生息・繁殖環境を提供しており、県指定鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

##### ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

#### 2 到津鳥獣保護区

##### (1) 区域

北九州市小倉北区、戸畑区及び八幡東区のうち、県道大蔵到津線と主要地方道曾根鞘ヶ谷線との交点を起点とし、同主要地方道を北西へ進み市道西鞘ヶ谷町正津町1号線に接続し、同市道を北西へ進み国道3号に接続し、同国道を東へ進み市道上到津5号線に接続し、同市道を東へ進み市道上到津6号線に接続し、同市道を南へ

進み市道上到津29号線に接続し、同市道を南へ進み市道上到津28号線に接続し、同市道を南西へ進み国道3号に接続し、同国道を南東へ進み県道大蔵到津線に接続し、同県道を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和2年11月15日から  
令和12年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、北九州市小倉北区、戸畑区及び八幡東区の市街地に位置し、常緑樹を中心とした緑地帯となっている。市街地の中では数少ないまとまった緑地帯であり、野生鳥獣にとって貴重な生息・繁殖環境を提供しており、県指定鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

3 花立鳥獣保護区

(1) 区域

小郡市及び朝倉郡筑前町のうち、小郡市の主要地方道久留米筑紫野線と草場川との交点（新御原川橋）を起点とし、同川左岸を上流へ進み県道三箇山山隈線（上高場橋）に接続し、同県道を南西へ進み町道野町花立線に接続し、同町道を南西へ進み市道花立117号線に接続し、同市道を南西へ進み市道干潟花立102号線に接続し、同市道を北西へ進み市道干潟101号線に接続し、同市道を北西へ進み主要地方道久留米筑紫野線に接続し、同主要地方道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和2年11月15日から  
令和12年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、小郡市と朝倉郡筑前町にまたがり、周辺はナシなどの果樹生産地や水田地帯、ため池が散在し、区域の一部が城山公園として整備されており市民の憩いの場であるとともに、ツブラジイ、アラカシ、ミミズバイなどの広葉樹とスギ、ヒノキの針葉樹が混在し、鳥獣の生息に最適な環境であり、身近な鳥獣生息地として保全を図る必要がある。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

4 池ノ山鳥獣保護区

(1) 区域

八女市のうち、池の山橋を起点とし、市道古野麻生線を南へ進み市道古野向小池線に接続し、同市道を南東へ進み終点から南西へ巨岩を経て旧八女郡星野村と旧八女郡黒木町との境界に至り、同境界線を西へ進み作業道弥平小屋線支線に接続し、同支線を北へ進み市道本星野朝日当線に接続し、同市道を北東へ進み本星野地区浄水場に至り、同浄水場から東へ進み谷に接続し、同谷を下流に向かって進み本星野水路に至り、同水路を北へ約200メートル進み星野川左岸に接続し、同左岸を上流へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和2年11月15日から

令和12年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は星のふるさと公園を中心とした県民のレクリエーション地域であり、天然湖沼である麻生池周辺は、キツツキ、ガラ類、ホオジロの好む広葉樹や水生植物群落が豊富に見られ、同池に注ぐ小川及び星野川は、野鳥にとって最良の水場となっている。また、星のふるさと公園周辺のスギ・ヒノキ植林が野鳥保護に重要な役割を果たしており、野鳥誘致地区として最良の環境条件を作っていることから、当該地域を鳥獣保護区に指定し生息環境を維持していくことが重要である。

ウ 保護管理方針

- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び生息状況に照らして必要があると認める場合には、関係機関と連携し、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

**福岡県告示第841号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

1 筑後川河川敷特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

久留米市のうち、国道322号と筑後川左岸の管理道路との交点（合川大橋左岸部）を起点とし、同管理道路（左岸堤防）を南西へ進み高良川右岸堤防との交点に至

り、同堤防を南東へ進み国道210号との交点（高良川橋右岸部）に至り、同国道を北西へ進み主要地方道久留米小郡線に接続し、同主要地方道を北へ進み筑後川左岸の管理道路との交点（宮の陣橋左岸部）に至り、同管理道路を下流へ進み主要地方道久留米城島大川線に接続し、同主要地方道を南西へ進み県道中津天建寺武島線に接続し、同県道を西へ進み筑後大堰左岸部に至り、同大堰を北へ進み福岡県久留米市と佐賀県三養基郡みやき町との境界線に接続し、同境界線を北東（上流）へ進み県道江口長門石江島線に接続し、同県道を北東へ進み長門石橋右岸部から筑後川右岸を北東へ進み福岡県久留米市と佐賀県鳥栖市との境界線に接続し、同境界線を宝満川と筑後川との合流点まで進み同合流点から筑後川右岸管理道路を東へ進み国道322号の合川大橋右岸部に至り、同国道を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和2年11月15日から

令和12年11月14日まで

2 島津丸山古墳特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

遠賀郡遠賀町のうち、主要地方道北九州芦屋線と主要地方道直方芦屋線との交点を起点とし、同主要地方道を南へ進み町道芝原・江通線に接続し、同町道を南西へ進み町道道管1号線に接続し、同町道を北西へ進み西川との交点に至り、西川右岸を北へ進み主要地方道北九州芦屋線との交点に至り、同主要地方道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和2年11月15日から

令和12年11月14日まで

3 彦山川・中元寺川・泌川特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

田川郡福智町、田川郡糸田町及び田川市のうち、中元寺川と彦山川との合流点を起点とし、彦山川右岸の県道金田夏吉伊田線を南東へ進み櫛橋を経て、彦山川左岸の主要地方道田川直方線に接続し、同主要地方道を北西へ進み彦山川左岸の管理道

路（左岸堤防）の交点に至り、同管理道路を北へ進み町道人見矢久保線に接続し、同町道を北西へ進み中元寺川右岸の町道堀川中元寺川堤防線に接続し、同町道を南へ進み町道堀川線に接続し、同町道を南へ進み県道金田糸田田川線に接続し、同県道を南へ進み糸田橋を経て、中元寺川左岸の町道宮川稗田線に接続し、同町道を北へ進み町道稗田金田線に接続し、同町道を北へ進み町道中元寺川福丸堤防線に接続し、同町道を北へ進み町道黒尾橋常立寺線に接続し、同町道を北西へ進み町道泌大橋黒尾橋線に接続し、同町道を北西へ進み中元寺川と泌川との合流点から泌川右岸の町道内ノ丸南木堤防線に接続し、同町道を南へ進み泌川右岸の管理道路（右岸堤防）に至り、同管理道路を南へ進み町道修理田橋宮山橋線に接続し、同町道を南へ進み修理田橋を経て、泌川左岸の管理道路（左岸堤防）の交点に至り、同管理道路を北へ進み町道宮山橋谷川団地線に接続し、同町道を北へ進み町道神崎大橋南木堤防線に接続し、同町道を北へ進み県道赤池糸田線に接続し、同県道を北へ進み町道泌大橋内ノ丸橋線に接続し、同町道を北へ進み町道中元寺川下神崎堤防線に接続し、同町道を北へ進み町道人見坂堤防線に接続し、同町道を北東へ進み町道人見村中村線に接続し、同町道を北東へ進み主要地方道田川直方線に接続し、同主要地方道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

令和2年11月15日から

令和12年11月14日まで

## 4 筵内浦田特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

古賀市のうち、同市と福津市の境界線と県道町川原赤間線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み市道筵内第67号線に接続し、同市道を北西へ進み市道筵内第119号線に接続し、同市道を北へ進み市道浦田線に接続し、同市道を北東へ進み市道筵内第12号線に接続し、同市道を北東へ進み市道舞の里第103号線に接続し、同市道を北へ進み市道舞の里第102号線に接続し、同市道を東へ進み市道舞の里第105号線に接続し、同市道を東へ進み同市道の終点から続く農道を北へ進み古賀市と福津市との境界線に接続し、同境界線を南東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

令和2年11月15日から

令和12年11月14日まで

## 5 猪野ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

糟屋郡久山町のうち、猪野ダム堤体上のダム管理用道路（右岸）と町道猪野ダム周回線との交点を起点とし、同町道を西へ進みダムを周回し、猪野ダム堤体上のダム管理用道路（左岸）に至り、ダムえん堤を経て起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

令和2年11月15日から

令和12年11月14日まで

## 6 久山西部特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

糟屋郡久山町のうち、主要地方道筑紫野古賀線と町道正現寺線との交点を起点とし、同町道を北東へ進み町道山田～小松ヶ丘線に接続し、同町道を南東へ進み町道山田～久原1号線に接続し、同町道を南西へ進み主要地方道筑紫野古賀線に接続し、同主要地方道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

## (2) 存続期間

令和2年11月15日から

令和12年11月14日まで

## 7 草場特定猟具（銃器）使用禁止区域

## (1) 区域

糟屋郡久山町のうち、町道藤河～猪野線と町道草場～猪野線との交点を起点とし、同町道を北東へ進み作業道荒谷線に接続し、同作業道を南東へ進み町道草場1号線に接続し、同町道を南へ進み町道猪野～草場線に接続し、同町道を西へ進み町道藤河～猪野線に接続し、同町道を北へ進み町道草場1号線に接続し、同町道を北西へ進み町道藤河～猪野線に接続し、同町道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和2年11月15日から

令和12年11月14日まで

8 宮司・在自特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福津市のうち、旧宗像郡津屋崎町と旧宗像郡福岡町の境界線と県道宮司手光線との交点を起点とし、同県道を西へ進み県道玄海田島福岡線に接続し、同県道を北西へ進み市道山手線に接続し、同市道を北へ進み市道林ヶ花・犬王線に接続し、同市道を東へ進み市道下の園・椎の裏線に接続し、同市道を東へ進み市道在自32号線に接続し、同市道を東へ進み旧津屋崎町と旧福岡町との境界線に接続し、同境界線を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和2年11月15日から

令和12年11月14日まで

9 犬鳴ダム特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

宮若市のうち、市道二番野・谷口線（北東側）と主要地方道福岡直方線との交点を起点とし、同主要地方道を南西へ進み市道二番野・谷口線（南西側）に接続し、同市道を北へ進み市道犬鳴鷹野線に接続し、同市道を北西へ進み犬鳴御別館跡地を経て終点から南東へ戻り市道二番野・谷口線に接続し、同市道を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和2年11月15日から

令和12年11月14日まで

10 飯之倉地区特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

宮若市のうち、第三西部露天溜水池全域

(2) 存続期間

令和2年11月15日から

令和12年11月14日まで

11 葛川特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

京都市郡苅田町のうち、町道片島・八反間線と町道片島・稲光線との交点を起点とし、同町道を北西へ進み町道松蔭葛川線に接続し、同町道を北へ進み町道金林1号線に接続し、同町道を東へ進み山口ダム第一幹線水路管理道路に接続し、同水路管理道路を南東へ進み農道浄土院6号線に接続し、同農道を南へ進み農道浄土院1号線に接続し、同農道を南に進み同農道の延長を南東へ直線を進み、東九州自動車道を横断し農道屋敷野口線に接続し、同農道を南へ進み町道片島・八反間線に接続し、同町道を南西に進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和2年11月15日から

令和12年11月14日まで

福岡県告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年11月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	英彦山香春線	田川郡添田町大字津野3269番1先から 田川郡添田町大字津野3544番1先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36



条第3項の規定により公告する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市梅ヶ丘二丁目4262番21及び4262番57から4262番62並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 弘実

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
武島土地改良区	令和2年11月2日

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
2朝整第1470号-3	令和2年7月14日	令和4年7月13日まで	起点：朝倉市中35番1地先 終点：朝倉市長田1988番2地先	370.4	16.6～50.0

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

排水ポンプ車（備車19）5台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和2年10月26日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社荏原製作所九州支社

(2) 住所

福岡市博多区美野島一丁目2番8号（NTビル）

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

223,850,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和2年9月11日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
（第一工区）小郡市稲吉字前牟田1335番1、1335番10から1335番14まで及び1335番17
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
久留米市東合川五丁目1番30号  
大和ハウス工業株式会社久留米支店  
支配人 藤井 公彦

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 南風台ショッピングセンター
  - (2) 所在地 糸島市南風台三丁目169番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 しまむら・バースデイ宇美 ファッションモール、大賀薬局・ファミリーマート宇美店
  - (2) 所在地 糟屋郡宇美町光正寺二丁目4591番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 サンリブ久留米
  - (2) 所在地 久留米市野中町1411番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ田主丸店
- (2) 所在地 久留米市田主丸町豊城字自在丸1832番5 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

- ・住宅が近隣にあることから、早朝及び夜間における業者等搬入車両の走行及び荷捌き作業については、作業員及び業者に対して、騒音防止の徹底に努めること。
- ・夜間に発生するa地点（駐車場敷地境界）の騒音レベル最大値における基準超過は、来客車両走行音の影響と予測されていることについて、駐車場出入口付近及び駐車場内において、来店客等への騒音発生を低減するよう十分に周知徹底すること。
- ・周辺住民等からの苦情の申立てがあった場合には適切に対応すること。

(2) その他

- ・届出者の代理人に提供している流域図と従前（遊技場）の排水形態を踏まえ、店舗立地後に周辺での道路冠水や農地への排水の影響を出さないようにすること。
- ・なお、店舗立地後、道路側溝や用排水路の早急な整備には対応できない。
- ・他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ビバモール赤間
- (2) 所在地 宗像市田久字鍵分642-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス吉田南店
- (2) 所在地 遠賀郡水巻町吉田南一丁目1038-17 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市井上字北内原523番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
小郡市井上字北内原523番2  
高木 博文 高木 佳奈子

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年11月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
三井郡大刀洗町大字高樋字三及山2428番1、2441番2、2441番9、2441番10及び2441番12から2441番22まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
三井郡大刀洗町大字鷗木1478番地7  
林田 一浩